

平成 22 年 7 月 9 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号
DAオフィス投資法人
代表者名 執行役員 西垣 佳機
(コード番号 : 8976)

資産運用会社名
大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 山内 章
問合せ先 取締役財務部長 植田 陽二
TEL. 03-6215-9649

資産の引渡予定日の変更に関するお知らせ

DA オフィス投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は、平成 22 年 6 月 14 日付「資産取得（契約締結）に関するお知らせ」にてお知らせいたしました共同ビル（九段一号館）の取得について、引渡予定日を以下のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

記

1. 物件名

共同ビル（九段一号館）

2. 引渡予定日の変更について

本信託受益権の引渡予定日は、取得先と協議の結果、下記のとおり変更となりました。

変更前	平成 22 年 7 月 13 日又は取得先及び本投資法人が別途合意する日
変更後	平成 22 年 9 月 13 日までの取得先及び本投資法人が別途合意する日

なお、本物件の資産取得に関しまして、平成 22 年 6 月 14 日付「資産取得（契約締結）に関するお知らせ」及び、平成 22 年 6 月 16 日付「(訂正)「資産取得（契約締結）に関するお知らせ」の一部訂正について」のプレスリリースからの変更は、上記以外にありません。

3. 変更の理由

本信託受益権の取得にあたり締結した信託受益権売買契約書（以下、「本件売買契約」といいます。）で定める、売主の責任と負担において履行すべき複数個所の工事のうち、屋内避難階段 2 階部分三方枠の局部的な幅員不足の工事は本件建物の躯体に影響を与えるため、2 ヶ月程度の時間を必要とすることが明らかになりました。

4. フォワード・コミットメント等を履行できない場合における本投資法人の財務への影響

取得予定資産に係る本件売買契約については、金融庁の定める「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(最終改定:平成 22 年 6 月)に規定される投資法人によるフォワード・コミットメント等(※)に該当します。

本件売買契約に基づく本信託受益権の売買には、平成 22 年 6 月 14 日付「資産取得（契約締結）に関するお知らせ」の「3. 取得予定物件の内容 その他特筆すべき事項」に記載されている要治癒・確認事項について、売主の責任と負担によって治癒されること、及び本信託受益権に設定されている質権が解除されること等を停止条件とする旨の特約が付されております。従って、停止条件が成就されない場合には引渡しが行われない場合があります。

本件売買契約において、本投資法人又は売主に本件売買契約の条項につき違反があったときは、その相手方は本件売買契約を解除し、違約金として契約解除された当該物件の売買代金の 20%相当額を請求することができるものとされています。

なお、本信託受益権の購入のために必要な資金は現在、本投資法人が保有する手元資金にて充足しております。今後、新規に資金調達を行う可能性がありますが、新たな資金調達が無くとも本信託受益権の購入資金は確保されている状態です。

(※) 「先日付での売買契約であって、契約締結から 1 月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約」をいいます。

5. 今後の見通し

資産の引渡予定日が変更したことによる業績への影響については軽微です。

以上

* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.da-office.co.jp>